

やまなし文化部活動ガイドライン

令和元年7月
山梨県教育委員会

目 次

1	ガイドライン策定の趣旨等	1
2	適切な運営のための体制整備	3
3	合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	5
4	適切な休養日等の設定	6
5	学校単位で参加する大会等の見直し	8
6	生徒のニーズを踏まえた環境の整備	8
7	その他	9

○資料 『熱中症事故の防止について』

(文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

平成 30 年 7 月 18 日事務連絡)

1 ガイドライン策定の趣旨等

(※本ガイドラインの「文化部活動」とは、芸術文化を目的とするもの以外にも、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動を行うものなども幅広く含まれるものと一般に捉えられており、また、本ガイドラインに先行して運動部ガイドラインが策定されていることから、本ガイドラインの対象とする部活動を「運動部以外の全ての部活動」とし、以下、「文化部活動」と表記する。)

- (1) 学校部活動については、その在り方に関する近年の様々な議論を踏まえ、平成 30 年 3 月、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下「スポーツ庁ガイドライン」とする。)がスポーツ庁により策定された。運動部ガイドラインの策定に際しては、学校部活動全体に関わる課題を中心に検討が進められたが、スポーツ固有の課題も含めて議論が行われたことを踏まえ、スポーツ庁ガイドラインにおいては、運動部活動を対象とすることとされた。一方、文化部活動については、運動部ガイドラインの策定に際して発出された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について(依頼)」の通知において、当面、「文化部活動の特性を踏まえつつ、運動部ガイドラインに準じた取扱い」を文化庁が依頼しているところである。

また、本県においては、スポーツ庁が策定した「スポーツ庁ガイドライン」を基に、生徒にとって望ましい運動部活動の環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が地域、学校等に応じて最適な形で実施されるよう、県教育委員会及び市町村(組合)教育委員会、学校における体制整備等を推進するため、平成 30 年 3 月に「やまなし運動部活動ガイドライン」を策定した。

- (2) 部活動は、学校教育の一環として行われるものであり、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義は大きい。一方、こうした教育的意義は部活動の充実の中のみで図られるのではなく、教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。一部には、文化部活動を含め、長時間の活動を行ってきた状況もあり、生徒の生活全体を見渡して学校教育の一環として教育課程との関連が図れるように留意することや、生徒の自主的、自発的な参加となるよう生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。
- (3) 文化部活動は、分野や活動目的、生徒のニーズ、指導者や顧問の関わり方など極めて多様である。例えば、生徒のニーズを見ても、自らの目標を達成する活動として積極的に関わったり、友人とのコミュニケーションや自己肯定感を高めたりする居場所として大切にしている生徒、中には部活動をきっかけに、将来にわたり芸術文化等に積極的に

取り組む者もいる。

- (4) 学校部活動への過度の負担は、教育課程の実施上の悪影響も想定されるため、授業及びその準備のための時間や生活時間全体とのバランスを見ながら、文化部活動の活動時間は設定されるべきものと考えられる。さらに、自ら表現するだけでなく、鑑賞するなどの幅広い活動機会を通して、音楽的な見方・考え方や造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化、美術、美術文化と豊かに関わる資質・能力を育成するためには、学校内だけでなく、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設と連携を図り、それらの施設や文化財などを積極的に活用することも重要である。
- (5) 学校部活動については、運動部活動・文化部活動を通じて考えるべき課題とともに、それぞれの特質を踏まえて検討すべき課題があるが、上記のような状況を踏まえた上で、「やまなし運動部活動ガイドライン」に定めた内容をベースとして取り進めることとした。
- (6) 本ガイドラインは、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）段階の文化部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい学校部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

ア 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

イ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

(※) 中学校、高等学校の学習指導要領の総則においては、部活動は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」とあるように、同好の生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、こうした学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校においては、生徒の自主性を尊重し、部活動への参加を強いることがないよう、留意する必要がある。

ウ 学校全体として文化部活動を含む学校部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

エ 文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行

われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

- (7) 市町村(組合)教育委員会や学校は、本ガイドライン及び「やまなし運動部活動ガイドライン」に則り、持続可能な文化部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。
- (8) 本ガイドラインの基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、高等学校段階の文化部活動についても、本ガイドラインを原則として適用し、速やかに改革に取り組む。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。
- (9) 文化庁では、平成30年6月に、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議」を設置し、「スポーツ庁ガイドライン」の対象とはしなかった文化部活動について、その特性を踏まえながら、学校部活動一般の在り方についても留意しつつ、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下、「文化庁ガイドライン」とする。)を策定し、これを踏まえた活動方針の策定を都道府県教育委員会及び市町村(組合)教育委員会等に求めた。
- (10) 以上のことから、県教育委員会では、中学校、高等学校及び特別支援学校を対象とし、生徒にとって望ましい文化部活動の環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が地域、学校等に応じて最適な形で実施されるよう、県教育委員会及び市町村(組合)教育委員会、学校における体制整備等を推進するため、「やまなし文化部活動ガイドライン」を策定することとする。
- (11) 本ガイドラインに沿って、学校、文化部顧問教員及び部活動指導員(以下「文化部顧問」という。)が、文化部活動での運営や具体的な指導の在り方、内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善を進め、それぞれ学校の特色を生かした取組を行うことにより、文化部活動を一層充実させていく必要がある。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

- ア 市町村(組合)教育委員会は、文化庁ガイドラインに則り、本ガイドラインを参考に「設置する学校に係る文化部活動方針」を策定する。

イ 校長及び文化部顧問は、生徒、保護者及び地域の理解や協力体制を整えるため、以下の点に取り組む。

- ◆校長は、学校教育目標の実現に向けて本ガイドライン及び市町村（組合）教育委員会が策定した方針に則り、毎年度「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- ◆文化部顧問は、「学校の文化部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

[公表する場の設定例]

- ・ P T A総会等で学校経営及び運動部活動方針等とともに、文化部活動に係る活動方針を説明する。
- ・ 「学校の文化部活動に係る活動方針」をホームページ等へ掲載する。
- ・ 授業参観や学級懇談会など、全校の保護者が集まる機会に、文化部活動毎の懇談会等を設定して、活動計画について説明を行い、保護者への理解と協力を求める。

「文化部活動に係る活動方針」 記載事項（例）

- 目標 活動日及び活動時間 設置部活動
- 文化部顧問等（教員、部活動指導員、外部指導者）
- 年間計画（年間行事予定に学校としての休養日を明記するなど）
- 組織図（学校運営組織図に文化部活動顧問会議等を位置付けるなど）
- ※文化部活動顧問会議とは、職員会議等を活用した情報共有の場

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会は、文化部顧問を対象とする文化部指導に係る知識及び実技の質の向上、並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

イ 市町村（組合）教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置することとし、部活動指導員の任用・配置に当たっては、定期的に研修を行う。

なお、県教育委員会は、これらの取組が推進されるよう支援を行う。

ウ 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、文化部顧問を複数配置し、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の文化部活動を設置する。

エ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校

務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての指導・運営に係る体制の構築を図る。

オ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

カ 体罰は、学校教育法第 11 条において禁じられている。校長、文化部顧問等及び学校関係者は、体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、それらを根絶する取組を徹底する。また、部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように指導することが必要である。

キ 県教育委員会、市町村（組合）教育委員会及び校長は、教員の適切な部活動指導の観点から、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

ク 県教育委員会、市町村（組合）教育委員会及び校長は、生徒の文化環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の文化団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、地域における文化環境整備を進める。

ケ これまでも、県や市町村等、それぞれの立場で取組を進めているが、文部科学省や文化庁においても、子供たちの豊かな感性・情操や創造力等を育むため、例えば昭和 34 年より、「教育・文化週間」（11 月 1 日～7 日）を設け、全国各地で体験活動や公開講座、美術館・博物館の無料開放などを行っており、質の高い文化芸術の鑑賞機会や地域の伝統文化に触れる機会の充実を図っている。県や市町村等は、このような機会等も活用しながら、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会の充実により一層努めていく。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部活動の指導者は、休養を適切に取ることが必要であること、また、その活動内容に即しながら過度の練習が様々なリスクを高めること等を正しく理解するとともに、生徒が生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上等それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえつつ、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する養護教諭、保健体育担当の教師等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 文化部活動用指導手引の普及・活用

ア 関係団体等は、その分野の普及の役割に鑑み、文化部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、文化部活動の指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を作成することが望ましい。

イ 関係団体等は、上記の指導手引をホームページに掲載・公開するとともに、県等と連携して、学校における活用を依頼し、普及を図る。

大学において部活動等の指導者のための課程等が設けられている場合、こうした課程等との連携も考えられる。

ウ 文化部活動の指導者は、上記の指導手引等を活用して合理的でかつ効率的・効果的な指導を行うことが望ましい。

4 適切な休養日等の設定

ア 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。¹

- ◆学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、シーズン期（大会等前4週間）の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。）
- ◆生徒の1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

[留意点]

- ・長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・「きずなの日」は休養日とし、教員と生徒がふれあう時間を創出する。
- ・定期試験前後の一定期間は休養日とし、生徒が学習時間を確保できるよう配慮する。

[休養日等の設定例]

- ・土曜日及び日曜日に教育内大会やそれに準ずるコンクール・コンテスト等²へ出場する場合、翌週に休養日を設定する。
- ・夏季休業中は、5日間の長期休養期間を設定する。

イ 市町村（組合）教育委員会は、2（1）アに掲げる「設置する学校に係る文化部活動の方針」の策定に当たっては、文化庁ガイドラインを踏まえるとともに、上記の基準を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、2（1）イに掲げる「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、文化庁ガイドラインを踏まえるとともに、本ガイドライン及び市町村（組合）教育委員会が策定した方針に則り、各文化部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

1 学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間の授業週数に照らして1週間あたりに換算すると、1週間あたりの授業時数は29単位時間（24時間10分）である。一方、スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の1週間の活動時間が「14時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の42.0%、「21時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の21.7%であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことを踏まえて、本ガイドラインでは、1週間あたり長くとも11時間程度となる文化部活動の活動時間の基準を定めた（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とし、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、休業日は3時間程度を基準とする。）。

2 教育内大会やそれに準ずるコンクール・コンテスト等とは、「教員特殊業務手当の運用について（通知）」（教福第2213号 平成31年3月29日）の別表第2に示されている大会、コンクール及びコンテスト等

エ 「運動部ガイドライン」では、スポーツ医・科学の観点を含め検討が進められ、休養日及び活動時間等について基準を示したところである。一方、このように多様な文化部活動については、スポーツ医・科学といった一律の観点でその活動の内容を評価することは難しいが、いかなる部活動についても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、また望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであり、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息を取りながら進められるべきである。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 中学校の文化部活動に関わる全国組織及び中学校の文化部活動を参加対象とする各種大会等の主催者は、持続可能な文化部活動や大会等の在り方という観点から、学校単位だけではなく、単一の学校からの複数グループの参加や複数校合同グループの参加、学校と連携した地域の団体等の参加など、多様な参加資格の在り方や、大会の規模もしくは夏休みなどの特定の時期に集中している日程等の在り方、学校職員以外の外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直しを速やかに行う。

県教育委員会は、主催者に対し、こうした見直しを速やかに行うよう依頼し、関係団体に協力や支援を行う必要がある。

イ 全国レベルの関係団体においては、都道府県レベルの傘下組織において同様の見直しが行われるよう、必要な協力や支援を行う。

ウ 県の文化部活動に関わる組織及び学校の設置者は、学校の文化部が参加する大会やコンクール・コンテスト等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会やコンクール・コンテスト等に参加することが、生徒や文化部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。

エ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者、保護者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

ア 校長は、学校部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度

で行えるなど、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置する。

イ 具体的な例としては、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等に親しむ動機付けになるものが考えられる。例えば、生徒がより多様な芸術文化に触れる機会をつくるため、管楽器演奏以外の音楽、合唱、演劇、放送などを融合した合同部をつくり、シナジー効果や生徒の満足度向上に寄与しているような例もある。

ウ 地方公共団体は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

ア 都道府県、学校の設置者及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力、社会教育施設の活用や社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 関係団体等は、学校と地域が協働・融合した形での芸術文化等の活動を推進するとともに、設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、芸術文化等の各種活動の指導者等に対する研修等、指導者の質の向上に関する取組に協力する。

ウ 地方公共団体は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険の加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が各種活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する。

エ 都道府県、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、地域・保護者の理解と協力を促す。

7 その他

ア 本ガイドラインは、令和元年7月17日から適用する。

イ 本ガイドラインは、生徒の視点に立った、学校の文化部活動改革に向けた具体的取組について示すものであるが、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、長期的には、従来の学校単位での活動から、一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。

ウ 中学生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって、学校外の様々な活動に参加することは、生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。また、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながるものである。

エ さらに、文化部活動の中には地域の中で活動をする例も多く、地域の人々との関わりにより、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、優れた地域文化や伝統の継承と新しい文化の創造を担う人材育成の契機ともなる。

オ 県では、平成30年12月に山梨県文化芸術基本条例を制定した。文化部活動は、子供たちが生涯にわたって芸術文化等に親しむ基礎を形成する意義を有するものであり、同様に、芸術文化以外の活動についても大きな意義を有するものである。県として、市町村（組合）教育委員会と連携する中で、学校内外において子供たちが芸術文化等に親しむ機会が今後とも確保されるよう、文化部活動を取り巻く様々な課題に着実に取り組んでいく必要がある。